

妊産婦健康診査の実施について（お願い）

平素は、鈴鹿市の母子保健事業に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

本市では、三重県外での妊産婦健康診査をされる場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですが、鈴鹿市に住民票を有する妊産婦が持参される健康診査結果票について、下記のようにお取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 健診結果について

妊産婦健康診査受診の際に、母子健康手帳と結果票にできる限りの記入と、必ず受診日と医療機関名の記入をお願いします。なお、産婦健康診査の助成には、「エジンバラ産後うつ病自己質問票」による判定結果が必要です。

- ・妊婦健診：「母子保健のしおり」に綴じてある「妊婦一般健康診査結果票」
- ・産婦健診：「母子保健のしおり」に綴じてある「産婦健康診査結果票」

償還払いに必要な書類

- ・「妊婦一般健康診査結果票」、「産婦健康診査結果票」
（*医療機関等で御記入いただいたもの）
- ・領収書と明細書のコピー
- ・母子健康手帳
- ・申請書（*受診者本人が記入。代理人可）

2 健診費用について

医療機関窓口で妊産婦から健診料を全額徴収してください。

妊産婦もしくはご家族が、鈴鹿市へ申請手続きをし、受理後、規定の妊産婦健康診査が実施された場合に、鈴鹿市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限に助成します。

申請の際に健康診査に要した費用の証明として、領収書が必要となりますので発行をお願いします。また、その際は明細書も添付してください。

3 助成額等

《妊婦一般健康診査》

回数	健診項目	しおり発行年度ごとの助成上限額	
		2024年度	2025年度
第1回	基本健診+血液型・血糖・HBs・HCV・HIV・梅毒・風疹+子宮頸がん+超音波	23,910円	23,910円
第2～5、7、9回	基本健診	5,160円	5,180円
第6回	基本健診+血糖+HTLV-1 性器クラミジア+超音波	17,870円	17,830円
第8回	基本健診+超音波	7,590円	7,610円
第10、12～14回	基本健診	5,060円	5,080円
第11回	基本健診+超音波+GBS	13,220円	13,270円

※健康診査結果票は、順番通りでなくても使用することができますので、実際に該当する検査を行った回のものに記入してください。

《産婦健康診査》

回数	健診項目	助成上限額
第1回（産後約2週間） 第2回（産後約1か月）	・問診 ・診察 ・体重・血圧測定 ・尿検査（蛋白・糖） ・エジンバラ産後うつ病質問票 ・NICE（英国国立医療技術評価機構）のガイドラインで推奨されるうつ病に関する2項目質問票	各5,000円 ※健診費用と比べて低い額を助成します。

※産婦健康診査の結果を「産婦健康診査結果票」へ必ず記入してください。

※エジンバラ産後うつ病自己質問票の実施がない場合は、償還払いできません。

※三重県では「三重県産婦健康診査実施マニュアル」に基づき、「NICE（英国国立医療技術評価機構）のガイドラインで推奨されるうつ病に関する2項目質問票」【参考質問項目】を実施しておりますので、可能であれば御協力を御願います。

※保険診療の場合や赤ちゃんの健康診査は対象外となります。

4 留意事項

妊産婦健康診査結果より、支援の必要性が高く、緊急性の高い場合は、早急にご連絡ください。

【連絡先】鈴鹿市役所こども保健課母子保健G

〒513-0809

三重県鈴鹿市西条五丁目118番地の3

（保健センター内こども家庭センター）

TEL059-382-2252 FAX059-382-4187